

# 自動車関連産業の排出事業者における産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント

調査部

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、JW センターでは、令和6年度に環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、製造や販売等に様々な事業者が数多く携わっており、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、自動車製造（輸送用機械製造業）、自動車部品製造、自動車販売・整備等の事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用事例、リサイクルの取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成した。

本号では、事例集に収録した排出事業者の取組みの中から、各委託処理段階における適正処理のポイント、電子マニフェスト使用のポイント、資源循環や脱炭素の取組みのポイントを紹介する。なお、調査した各排出事業者の取組みについては、JW センターウェブサイトに掲載している事例集を参照いただきたい。各排出事業者の事例は、令和6年度に実施した調査の結果に基づいて作成しており、閲覧された時点の情報とは異なる場合があるので、ご留意いただきたい。

## 参考URL

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集～自動車関連産業編～

[https://www.jwnet.or.jp/info/assets/files/R06\\_chousa\\_jidousha.pdf](https://www.jwnet.or.jp/info/assets/files/R06_chousa_jidousha.pdf)

## 1 事例集の作成方法

事例集の作成に当たり協力を得た自動車関連産業の関係団体と調整し、産業廃棄物の適正処理や資源循環に取り組む下記の排出事業者8社にヒアリング調査を実施した。

- 自動車製造分野：トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社
  - 自動車部品製造分野：株式会社デンソー、豊田合成株式会社、トヨタ紡織株式会社
  - 自動車販売・整備分野：いすゞ自動車首都圏株式会社、株式会社神戸マツダ、トヨタモビリティ東京株式会社
- また、有識者、関係業界の代表者、処理業者らの関係者からなる業種別事例集作成委員会（委員長：北村喜宣氏（上智大学法科大学院教授））を設置し、構成や記載内容、活用方法等を検討し作成作業を行った。

## 2 産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント

事例の各排出事業者では、以下の図の流れで適正処理に取り組んでいた。各委託処理段階のポイントに加え、電子マニフェスト使用のポイント、その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組みのポイントを示す。

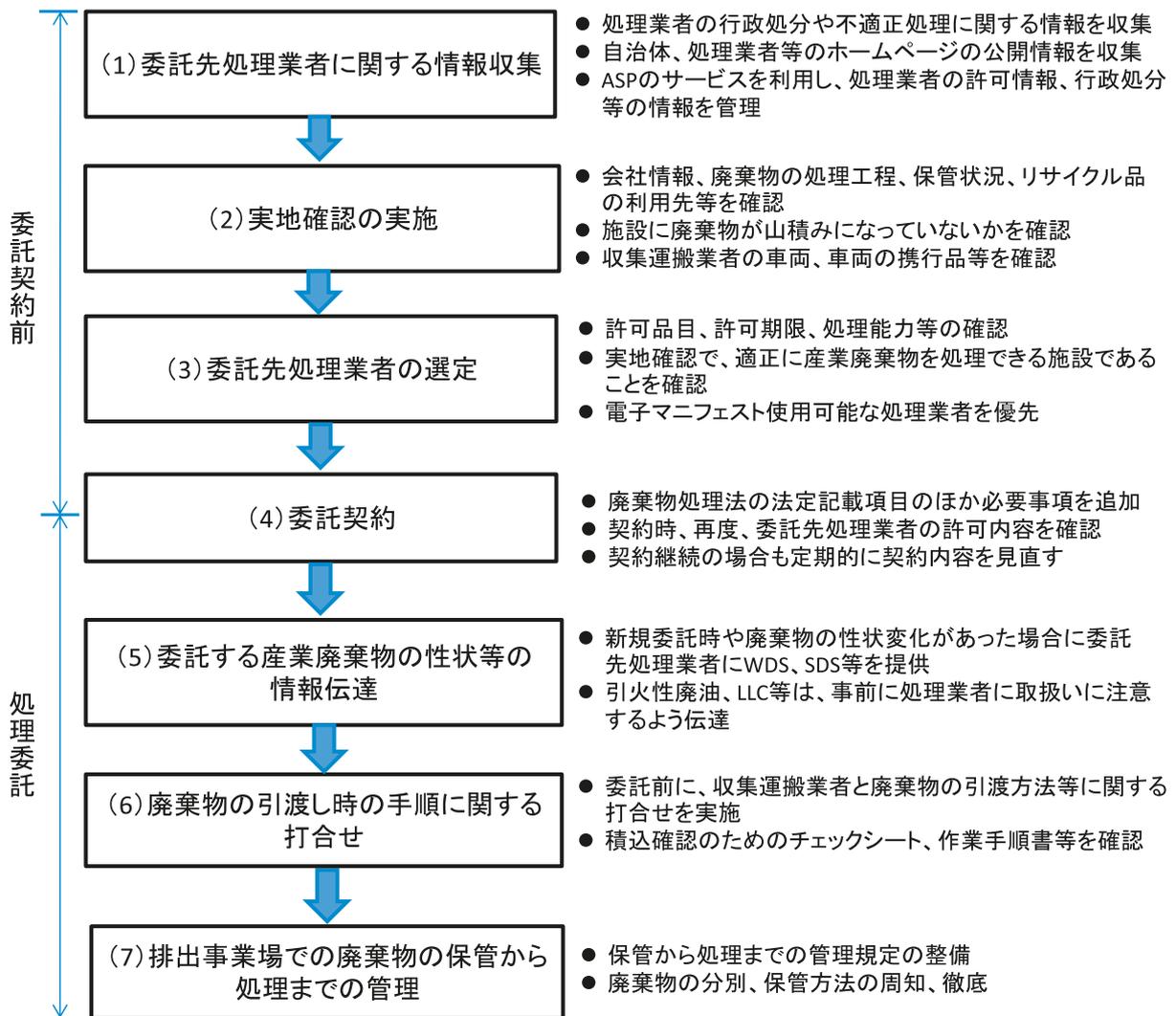


図 委託処理における取組みの流れとポイント

## (1) 委託先処理業者に関する情報収集のポイント

- 委託先、または委託を検討している処理業者に行政処分や不適正処理に関する情報がないかを確認する。
- 自治体ホームページや処理業者の許可情報が掲載されている団体の検索サイトの確認、処理業者のホームページの確認、主要な取引先処理業者等への他の処理業者の評判の聴き取り、信用調査会社の審査等により情報収集を行う。
- ASP<sup>\*</sup>のサービスを利用して、処理業者の許可情報、行政処分等の情報を収集する。

<sup>\*</sup> ASPとは「Application Service Provider」の略で、業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客に提供する事業者のこと。利用者はパソコンからインターネット経由でASPの保有するサーバにアクセスして、業務用ソフトを利用する。(以下同じ。)

## (2) 実地確認の実施のポイント

排出事業者責任に基づき、産業廃棄物処理業者に処理を委託した場合は、処理状況の確認や発生から最終処分終了までの一連の処理行程において、その処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる必要がある。その必要な措置を講ずる方法として、委託先処理業者への実地確認の実施がある。事例集で取り上げた委託先処理業者への実地確認の実施状況から、以下に実地確認の実施のポイントを示す。

### ① 主な確認事項

#### 中間処理施設、収集運搬共通事項

- 自社で作成した実地確認に関するチェックリストに基づいて、産業廃棄物処理業者に実地確認を実施して、経

営状況、施設の処理工程、施設の管理体制、産業廃棄物の保管状況、近隣住民とのコミュニケーション、従業員のあいさつ対応等を確認する。

- 安全対策に関する訓練や緊急時の訓練の実施状況、緊急時のマニュアルの整備状況等を確認する。
- 住民からの苦情、過去の事故、行政処分、不適正処理事案の有無やその対応を確認する。

【管理状況】

確認事項	確認結果		記録	特記事項
廃棄物受入量と排出量があっているか※「別紙 II」に記入	<input type="checkbox"/> よい	<input type="checkbox"/> 悪い	○	
施設の定期点検記録	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
作業手順書の有無	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
埋立処理委託時の溶出試験の有無（※中間処理後管理型埋立がある場合）	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
周辺の影響の有無（悪臭，騒音，振動，粉塵等）（※測定記録を確認）	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある		
排水処理後の水質検査	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
近隣とのトラブル（苦情）歴（今年度と前年度）（※改善済なら OK）	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある	○	
事故歴（今年度と前年度）（※改善済なら OK）	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある	○	
官庁等からの指導歴（今年度と前年度）（※改善済なら OK）	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある	○	
2次マニフェストの発行・管理（※抜き取りチェック）	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 未実施		
受入れ時のマニフェストと現物の確認（※具体的なチェック方法を確認）	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 未実施		
緊急時の対応マニュアル、連絡ルートがあるか	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
緊急時の対応マニュアル、連絡ルートが保管・掲示されているか	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない		
緊急時の訓練の実施	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 未実施	○	
従業員の安全教育	<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 未実施	○	

図 実地確認チェックリスト例（中間処理業者用、一部抜粋）

中間処理施設確認事項

- 中間処理施設では、保管場所以外の場所での産業廃棄物の保管の有無、産業廃棄物保管場所の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）、施設の定期点検の実施状況、敷地境界付近の漏洩防止対策、騒音・振動対策等を確認する。
- 産業廃棄物の保管状況については、産業廃棄物の保管量と処理能力のバランス（受入量の年間のマスバランスを確認し、許可容量以上に産業廃棄物を受け入れていないこと）を確認する。産業廃棄物の保管状況の写真を撮りながら、産業廃棄物が山積みになっていないかを重点的に確認する。
- リサイクルについては、どのような用途に使用しているかを確認する。また、受入量とリサイクル後の販売量等を確認する。
- 焼却灰の排出量を確認することにより、リサイクルされずに埋立処分されている量を把握する。
- マニフェストの処分終了報告の確認期限が過ぎても、処分されずに、場内に保管されている産業廃棄物がないことを確認する。

収集運搬確認事項

- 始業前の運搬車両の点検の状況、運転手へのアルコールチェックや体調確認の実施状況を確認する。

- 収集運搬車両の表示や許可証の写しを車両に携帯していることを確認する。
- 作業要領や運搬経路計画があるか、吸引車の内容物の漏れがないか等を確認する。
- 産業廃棄物が車両から漏洩した際の対応として、拡散防止のためのウエス、清掃用具・資材等が車両に携行されていることを確認する。

## ② 実地確認の実施方法

- 自治体条例による実地確認の実施義務の有無に関わらず、新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既に契約を締結している処理業者に対しては、定期的に（例えば年に1回）、実地確認を実施する。
- 直接、委託契約を締結している中間処理業者に定期的に実地確認を行う。委託契約を締結していない最終処分業者については、中間処理業者による最終処分業者への実地確認の実施状況を確認する。
- 本社または排出事業場の産業廃棄物担当部署の担当者が、委託契約の締結時や定期的に実地確認を実施する。

## (3) 委託先処理業者の選定のポイント

- 自社で委託先処理業者の選定基準を定め、許可情報や経営状況等の会社情報、産業廃棄物の受入状況、施設の管理状況等に関する選定基準を満足する処理業者を選定する。
- 委託する産業廃棄物に関する許可（許可品目、許可期限、許可エリア、処理能力等）を有している処理業者を選定する。
- 実地確認を行い、適正に産業廃棄物を処理できる施設であることを確認する。
- 優良産廃処理業者、電子マニフェスト使用可能な処理業者、リサイクルが可能な処理業者を優先して選定する。
- 運搬費用のコストのほか、運搬時の事故等のリスク低減、CO<sub>2</sub> 排出量の抑制等の目的で排出事業場に近い処分業者を選定する。
- 処理料金が安すぎると判断した場合は、処理業者に対して処理料金が安い事情を聴き取る。
- 過去の事故、法違反等の有無やその対応を考慮した上で、委託先の処理業者を選定する。

## (4) 委託契約のポイント

- 契約締結の際に、再度、委託先の処理業者の許可証の品目と委託契約する品目の照合を行う。
- 委託契約書は、自治体、業界団体等が作成した契約書のひな形等を参考に、廃棄物処理法で定める法定記載事項のほかに、反社会的勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の必要な項目を付け加えたものを作成する。作成した委託契約書は、社内の法務担当部署が内容を確認する。
- 委託契約は年度ごとの自動更新とし、契約内容の変更の際に契約書を改定、または覚書を締結する。

## (5) 委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達のポイント

- 新規委託時や産業廃棄物の性状の変化があった場合に、委託先処理業者に廃棄物データシート（WDS）、化学物質安全データシート（SDS）、産業廃棄物の写真、分析表、PRTR 届出情報等を提供する。
- 製造工程の変更に伴い、産業廃棄物の性状が変化したり、新たな産業廃棄物が発生する場合は、産業廃棄物が発生する製造部署から廃棄物管理担当部署に伝達する。情報を入手した廃棄物管理担当部署は、既存の委託先処理業者に委託処理が可能かを相談し、必要に応じて委託先処理業者に WDS の提供、産業廃棄物の分析等を実施する。

- 引火性廃油、エンジン冷却水（LLC）等の産業廃棄物を排出する場合は、事前に委託先処理業者に取り扱いに注意するよう伝達する。

## (6) 産業廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せのポイント

- 積込確認のためのチェックシート、作業手順書等を作成し、廃棄物の引渡担当者が廃棄物の引渡方法、積込手順を確認する。
- 委託前に、収集運搬業者と廃棄物の引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用・処理終了報告の確認方法、過積載の防止対策等について、打合せを行う。
- 廃棄物の引渡担当者が立ち会った上で、委託する廃棄物が過積載になっていないことを確認する。トラックスケールを設置している場合は計量を行い、設置していない場合は、積み込んだ廃棄物の体積を管理し、過積載にならないように配慮する。

## (7) 排出事業場での廃棄物の保管から処理までの管理のポイント

- 産業廃棄物の分別、保管方法、マニフェストの運用等のマニュアル、手順書を整備し、各排出事業場の廃棄物管理担当者やグループ会社等でルールに則った産業廃棄物管理を行う。
- 各排出事業場で産業廃棄物保管場所を指定し、産業廃棄物の漏洩防止対策として適切な保管容器、廃液の貯留槽等を設置する。
- 産業廃棄物保管場所の日常的な管理のほか、月次や年次の社内内部監査で定期的な管理状況の点検を実施する。

## (8) 電子マニフェスト使用のポイント

### ① 電子マニフェストの運用方法

- 産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡した際に電子マニフェスト情報を登録し、受渡確認票を収集運搬業者の運転手に渡す。
- 電子マニフェストの画面上で運搬、処分、最終処分が終了したことを確認する。
- ASP のサービスで委託契約情報を管理し、委託契約を締結していない品目、委託先については電子マニフェスト情報の登録ができないように設定する方法がある。
- 本社の廃棄物管理担当部署等が、全排出事業場の電子マニフェスト情報の登録パターンを作成、管理する方法がある。

### ② 電子マニフェスト導入の経緯

- 電子マニフェスト導入説明会に参加し、業務量の軽減、法令遵守等の導入のメリットを把握する。導入のメリットが感じられたことから、電子マニフェストを導入したという事例がある。
- 電子マニフェスト一部使用義務化をきっかけに、電子マニフェストを運用することとしたという事例がある。
- 委託先処理業者が電子マニフェストを導入しており勧められたために、電子マニフェストを導入したという事例がある。
- コンサルタントの助言で法令遵守や事務作業の効率化を実現するために、電子マニフェストを導入することとしたという事例がある。

### ③ 電子マニフェスト導入の効果

- 紙マニフェストでは、修正や集計、保管に多くの時間と手間がかかっていたが、電子マニフェストによりそれらの作業が大幅に削減した。特に、紙マニフェストの交付等状況報告書の作成が不要であり、処理終了報告の確認が簡便になったため、業務量が大幅に削減できる。
- 紙マニフェストでは、記入漏れや紛失のリスクがあるが、電子マニフェストではこれらのリスクがなくなる。
- ASP のサービスを利用し、契約書情報や委託先の許可情報を管理して、契約書と許可証とマニフェスト情報の整合性をシステム上で確認することにより、契約を締結していない処理業者への委託が防止できる。
- 電子マニフェストで産業廃棄物情報をリアルタイムで確認、共有することにより、産業廃棄物処理の実態が透明化され、産業廃棄物管理の信頼性が向上した。

### ④ 電子マニフェスト情報の活用方法

- 事業場で排出される産業廃棄物の種類、量等の状況の把握に活用する。
- 多量排出事業者処理計画の実施状況報告等の自治体（環境部局）への報告書の作成に活用する。
- 委託先から請求される処理料金の確認のために、産業廃棄物量等を集計し活用する。
- 電子マニフェストデータを集計して、算出した産業廃棄物の排出量に係数を乗じて CO<sub>2</sub> 排出量を算定する。また、ASP のサービスを利用して、マニフェスト情報から産業廃棄物の運搬時の CO<sub>2</sub> 排出量を算定する。

## (9) その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組みのポイント

- 環境や産業廃棄物に関する社員研修を定期的実施して、産業廃棄物に関する知識の習得や向上に努める。また、廃棄物管理担当者は外部の講習会、セミナー等を受講し、法律の理解を深めるほか、行政の最新の動向等の情報を収集する。
- 定期的に委託処理業者と打合せを実施し、産業廃棄物の分別排出の状況や委託処理の状況等について意見交換を行う。
- 多数の委託先と契約を締結することにより、同じ品目で複数の委託先が確保され、自然災害等で委託先処理業者の産業廃棄物受入れが停止する等の緊急時でも、契約をした他の委託先で処理の対応ができるように備える。
- 廃プラスチック類は、今後、再生材の使用が拡大することから、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル等を検討、試行する。
- 有価物として売却可能な処理業者を選定するなど、金属くず、廃プラスチック類、廃油等の産業廃棄物の排出量の削減を図る。
- 排出事業場での太陽光発電、蓄電池等を導入し、電力消費量を削減する。